

主な意見の内容と本市の考え方

(1) 条例改正に関すること 19件

市民の皆様御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【条例改正の目的・内容に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心、安全のためには条例改正は望ましい。 ・条例を改正し、各施設基準において耐震性を求めることは大いに賛成する。 ・既存施設について、耐震性の確保に努めるだけでは物足りず、これではいつまで経っても耐震性を確保することができない恐れがある。既存施設については、期限を決めるなどの取組を進めて欲しい。 ・今回の改正に伴い、事業所は具体的に何を検討していかなければならないのか。情報提供をお願いしたい。 	7件	<p>本市では、これまで、耐震診断助成をはじめ、既存の社会福祉施設等に対する耐震化の支援に取り組んでまいりました。</p> <p>今回の関係条例の改正は、従前からの既存の施設等に対する取組に加え、新たな社会福祉施設を開設しようとする事業者に対して、耐震性を有する建築物での事業実施を求めようとするものです。</p> <p>本市では、このような社会福祉施設等を利用する方々の安全を、より確保するための取組を、引き続き行ってまいります。</p>
<p>【耐震化に対する支援に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断には多額の費用が必要であるため、費用の大部分を行政が負担する補助制度を創設いただくと耐震診断の促進に繋がると思う。また、耐震改修が必要な施設については、資金を蓄えなければならないため、期限の猶予をいただきたい。 ・既存施設についても、耐震化の取組が進むよう、補助金の創設の検討をお願いする。 ・新設する際は、様々な条件を検討し、場合によっては、テナントや借家などを利用することも考えられる。もしその物件が古い建物で、耐震性が確保されていないということであれば、当然、耐震改修が必要となるので、きちんと耐震改修ができるよう、補助金をお願いしたい。 	12件	<p>本市では、平成25年9月に京都市民営保育園耐震化計画を、平成26年1月に京都市民間社会福祉施設等耐震化計画を策定いたしました。両計画では、対象となる既存施設の耐震化を計画的に進めるため、独自に耐震改修助成制度を創設いたしております。また、耐震診断助成につきましても、平成20年度から実施しており、これまで多くの民間社会福祉施設に御利用いただいております。</p> <p>これらの制度の積極的な活用を推進し、耐震化を着実にかつ計画的に推進してまいります。</p> <p>なお、既存建築物を利用して施設を新設する際は、既に耐震基準の改正から30年以上が経過していることを鑑み、耐震性が確保された建築物の利用が可能であると考えられることから、当該既存建築物の耐震改修に係る補助は考えておりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修をしていただくのは有り難いが、できれば平屋でいいので、新しく建て替えていただきたい。その方が修繕するより安いと思う。 ・建物の建築費について、移設の場合も補助金の対象としていただきたい。 		<p>本市の厳しい財政状況の下、限られた予算の中でできる限り早急にかつ効率的に耐震化を推進するため、京都市民営保育園耐震化計画及び京都市民間社会福祉施設等耐震化計画では、工事費が安く、工期も短い耐震改修を基本方針としております。</p> <p>なお、各施設が抱える、その他の課題を併せて解決する必要があるなど、特段の合理的な必要性が認められるものについては、建替えも視野に入れて耐震化を進めるなど、取組を推進してまいります。</p>

<p>・社会福祉施設だけでなく、公共建築物についても、耐震化の取組が広く進められているとは言えない。</p>		<p>既存公共建築物については、長寿命化やライフサイクルコストの縮減、維持修繕費用の平準化を目指した最適維持管理の取組を推進するため、耐震化、省エネルギー化、バリアフリー化を含めた計画的改修・修繕を行い、施設の安全性の確保と質の向上を先導的に行ってまいります。</p>
<p>・耐震化に係る取組への補助だけでなく、その後の建物の安全確認についても補助を行っていただき、安全の確保に努めるべきだと思う。特に、社会的養護施設については、子ども達の安全の確保と職員処遇レベルの維持が必要であるため、京都市都市計画局が行う「建築物の定期報告制度」に必要な費用を、京都市が負担すべきである。</p>		<p>建築物の定期報告制度は、火災や災害等が発生した際に、不適切な維持管理が原因となり惨事を招くことのないよう、建築物を安心して使い続けるため、その建築物の所有者等が専門の技術者に定期的に調査・検査させ、その結果を特定行政庁（京都市）に報告することを法定したものです。</p> <p>本制度は、耐震化の取組と同様に、施設の安心・安全を確保していくに当たって重要な取組であることから、施設管理者の責任において、確実に実施いただきたいと思いますと考えております。</p>

(2) 条例改正以外に関すること 10件

市民の皆様御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【防災対策に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震性を確保することは一番大切であるが、建物の外に安全に避難できる構造となっているかについても、とても大切である。 ・食料や飲料水はもちろんであるが、医薬品や介護用トイレなど障害者の方々にとって、生活するうえで必要な物品の調達も必要である。 ・部屋や廊下の段差をなくし、車椅子移動ができること、スプリンクラーが設置されているかについて再確認することも必要である。さらに、施設職員、障害のある方々からの意見や要望、困っていることも聞いていく必要がある。 ・児童館は、災害時に避難場所として乳幼児親子を受け入れる設備やノウハウがあるので、そのための充実も図ってもらえればと思う。 	7件	<p>発災時における施設職員の初動対応、施設内の避難経路の確保、食料や医薬品等の備蓄等、各施設における日頃の取組は、発災時に利用者の生命を守るうえで、大変重要なものとなります。特に、先進的な事例等については、各施設との間で、積極的な情報共有も必要なことと考えます。</p> <p>現在、各施設団体の参画も得て、高齢者や障害のある方、子どもなど、災害時における要配慮者の避難支援等を協議するために設置している、京都市災害時要配慮者避難支援対策推進会議において、引き続き要配慮者に対する避難支援の取組について検討を進めるとともに、必要な情報の共有に努めてまいります。</p>
<p>【その他に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保は大変重要だが、一方で多額の設備投資を要することになり、自己資金として捻出せざるを得ない状況である。他都市では、障害者グループホームが設置しやすいように取り組まれている事例（十分な防火・避難対策を講じた既存の戸建て住宅については、建築基準法上の「寄宿舎」 	3件	<p>他都市での取組をも参考に、より負担が少なくグループホーム等を設置できるよう、今後も関係機関と連携しながら検討してまいります。</p>

<p>への用途変更に係る手続きを要しない。)がある。耐震の問題, 消防の問題等, 利用者の安全を考慮する必要があるため, できるだけ事業所・行政に負担が少なく, かつまちづくり・地域福祉・社会福祉に貢献できるような形を望む。</p>		
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--